

(証券コード：8964)

2022年3月10日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目8番7号

フロンティア不動産投資法人

執行役員 岩 藤 孝 雄

第9回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第9回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。なお、書面による議決権の行使をされる場合、お手数ながら後記の「投資主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2022年3月24日（木曜日）午後5時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」旨、また、同条第2項において、「前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する」旨を定めております。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなさらない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人現行規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午後2時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 Room 1+2+3

末尾の「第9回投資主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 監督役員3名選任の件
第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

以上

- (お願い) ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人がご出席の際は、代理権を証する書面を議決権行使書面と共に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます（代理人の資格は、現行規約第12条の定めにより、議決権を有する他の投資主様1名に限ります。）。
- ◎ 本投資主総会においては、新型コロナウイルスの国内における感染状況等を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応」をご確認いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況によっては、本投資主総会の延期又は会場変更等の対応を実施する可能性があり、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.frontier-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ ご出席に当たり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- (ご案内) ◎ 従来投資主総会終了後に開催しておりました「運用状況報告会」については、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、今回は実施しないことといたしましたので、ご了承ください。
- ◎ 投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.frontier-reit.co.jp/>) に掲載いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 投資主総会の議決権は書面によって行使することもできます。投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全確保及び感染拡大防止の観点から、会場へのご来場は極力お控えいただき、同封の議決権行使書面により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
 - 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席は慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
 - 投資主様のお席の間隔を広くとる予定のため、従前よりも座席数が減少する可能性がございます。お席をご用意できない場合、会場にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - 役員及び運営スタッフは、健康状態に問題が無いことを確認の上、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用いただきますようお願い申し上げます。また、会場受付に設置いたしますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
 - ご来場の投資主様におかれましては、会場受付での体温測定へのご協力をお願い申し上げます。測定時に37.5℃以上の発熱が認められる投資主様や咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会への入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
 - 上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
 - 上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- なお、今後の状況によっては、本投資主総会の延期又は会場変更等の対応を実施する可能性があり、その場合にはその旨のお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.frontier-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

時価の算定に関する会計基準の適用及び金融商品に関する会計基準が改正されたことに伴い、規約所定の資産評価の方法に関して必要な変更を行うものです（現行規約 第34条第1項(6)及び同項(9)関係）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 記載省略</p> <p>(6) 第30条第2項(4)乃至(7)及び第30条第3項(4)に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。<u>市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価する。</u></p> <p>(7)～(8) 記載省略</p> <p>(9) 第30条第3項(8)に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>①<u>金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務</u> 当該金融商品取引所の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。<u>なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。</u></p>	<p>第34条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類毎に定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 現行どおり</p> <p>(6) 第30条第2項(4)乃至(7)及び第30条第3項(4)に定める有価証券 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を用いる。<u>市場価格のない株式等は取得原価により評価する。</u></p> <p>(7)～(8) 現行どおり</p> <p>(9) 第30条第3項(8)に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>①<u>デリバティブ取引により生じる債権及び債務は時価により評価する。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>②金融商品取引所の相場がない非上場 デリバティブ取引により生じる債権 及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</p> <p>③上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(10) 記載省略 2. ～ 3. 記載省略</p>	<p>(削除)</p> <p>②上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。</p> <p>(10) 現行どおり 2. ～ 3. 現行どおり</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員岩藤孝雄は、2022年3月31日をもって任期満了となりますので、2022年4月1日付で改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第18条第2項本文の定めにより、2022年4月1日より2年とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2022年2月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴
いわ どう たか お 岩 藤 孝 雄 (1948年10月20日)	1973年4月 三井不動産株式会社 入社 1999年4月 同社 グループ経営本部関連事業部長 2001年4月 同社 総務部長 兼 監査室長 2003年4月 同社 執行役員 総務部長 兼 監査室長 2005年4月 同社 執行役員 総務部長 2007年4月 同社 顧問 三井不動産レジデンシャル株式会社 常任監査役 2014年3月 三井不動産株式会社 顧問 退任 三井不動産レジデンシャル株式会社 常任監査役 退任 2018年4月 本投資法人 執行役員就任(現在に至る)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員鈴木敏雄、飯田浩司及び鈴木乃里子の3名は、2022年3月31日をもって任期満了となりますので、2022年4月1日付で改めて監督役員3名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第18条第2項本文の定めにより、2022年4月1日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	すず き とし お 鈴木 敏 雄 (1948年11月30日)	1971年4月 三菱商事株式会社 入社 2000年4月 同社 退職 2009年12月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 小岩井・桜木・櫻井法律特許事務所 入所 2016年4月 本投資法人 監督役員就任（現在に至る） 2020年6月 桜木・中野法律事務所（旧 小岩井・桜木・櫻井法律特許事務所）退所 青山東京法律事務所 入所（現在に至る）
2	い い だ こう じ 飯 田 浩 司 (1956年9月10日)	1981年4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任 あずさ監査法人） 入社 1984年12月 公認会計士登録 1998年5月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人） 社員 2007年5月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人） 代表社員 2010年7月 有限責任 あずさ監査法人 パートナー 2019年6月 有限責任 あずさ監査法人 退職 2019年7月 公認会計士飯田事務所開設（現在に至る） 2020年4月 本投資法人 監督役員就任（現在に至る）

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴
3	すず き の り こ 鈴木 乃里子 (1957年12月29日)	1981年3月 監査法人中央会計事務所 入社 1989年3月 中央コーパスアンドライブランド国際税 務事務所(現 PwC税理士法人) 入社 1992年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 1996年4月 公認会計士登録 2008年10月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ監 査法人) シニアマネージャー 2015年9月 有限責任 あずさ監査法人 退職 2015年10月 有限責任 あずさ監査法人 非常勤監査職 員 2015年10月 鈴木乃里子公認会計事務所開設 (現在に至る) 2020年3月 有限責任 あずさ監査法人 非常勤監査職 員契約終了 2020年4月 本投資法人 監督役員就任(現在に至る) 2021年6月 西松建設株式会社 社外取締役(監査等委 員)(現在に至る)

- ・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務執行全般を監督しております。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。
本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することとなる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年4月1日付で補欠執行役員2名の選任をお願いするものです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、小野伸太郎を第一順位、林輝行を第二順位とします。

また、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項本文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時である2024年3月31日までとなります。

なお、本議案は、2022年2月15日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出するものです。

また、補欠執行役員の選任の効力については、就任の前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴
1	お の しん た ろ う 小 野 伸 太 郎 (1965年8月19日)	1988年4月 三井不動産株式会社 入社 2009年4月 ららぼーとマネジメント株式会社 (現 三井不動産商業マネジメント株式会 社) 出向 2014年4月 同社 執行役員運営第一本部長 2017年4月 三井不動産株式会社 商業施設本部 商業施設運用部長 2020年4月 三井不動産フロンティアリートマネジメン ト株式会社 出向 代表取締役社長就任(現在に至る)
2	はやし て る ゆ き 林 輝 行 (1961年5月1日)	1985年4月 三井不動産株式会社 入社 2011年4月 東京ミッドタウンマネジメント株式会社 出向 取締役業務部長 兼 三井不動産株式会社 東京ミッドタウ ン事業部 事業グループ長 2017年4月 三井デザインテック株式会社 出向 取締役総務人事部長 2020年4月 三井不動産フロンティアリートマネジメン ト株式会社 出向 取締役財務部長就任(現在に至る)

- ・上記補欠執行役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者小野伸太郎は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記補欠執行役員候補者林輝行は、本投資法人の資産運用会社である三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社の取締役財務部長です。
- ・上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりです。

本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づく現行規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

第9回投資主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 Room 1+2+3
TEL: 03-3548-3770 (代表)



(交通) 「日本橋駅」 A7出口 直結 (東西線・銀座線・浅草線)
「東京駅」 八重洲北口 徒歩3分 (JR線・丸ノ内線)

なお、当日は、駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

近隣には「ベルサール」の建物が2つあります。本会場は『ベルサール八重洲』です。お間違いないようにご来場ください。